

平成28年度給油所立入検査の実施結果の公表について

平成29年5月15日
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部石油・ガス課

内閣府沖縄総合事務局では、ガソリン、軽油等を販売する沖縄本島、離島の給油所を対象に、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）第20条の規定に基づき、毎年度、計画的に立入検査を実施しています。

立入検査は、職員2名で実施し、品質管理者の選任や給油設備規模等の登録状況、ガソリンの品質分析の実施や記録の保管状況、流通経路の確認、販売している全ての石油製品をサンプリングして、品質規格への適合を確認しています。

平成28年度は、21給油所を対象に実施した結果、7給油所に対して、延べ14件の改善指導を行い、全て改善された旨報告を受けました。

沖縄県内の品確法に基づく登録給油所数

（平成29年3月31日現在）

合計	沖縄本島	宮古島市	石垣市	その他離島
345	281	23	17	24

1. 立入検査概要

立入検査は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づき、給油所で販売されるガソリン、軽油、灯油等の石油製品について、品確法で定める品質規格への適合を確認する等消費者の利益を保護することを目的として実施しています。

具体的には、当局職員2名が給油所において、品確法に基づく品質管理者の業務の実施状況、石油製品の受入・販売数量の記録や品質分析の実施・記録の保管状況、店頭における表示内容の確認を行うとともに、ガソリン等販売している全油種について試料（1リットル）を採取し品確法に定める品質規格への適合を確認しています。

立入検査は、宮古島や石垣島の離島を含む県内の品確法に基づき登録されている全ての給油所を対象とし、その中から地域、石油元売系列等を考慮して選定した給油所、一般社団法人全国石油協会が実施した試買検査（注）で品質規格不適合となった給油所、消費者から品質等について苦情のあった給油所に対して実施しています。

（注）全国全ての給油所を対象に毎年度2回程度実施されており、資源エネルギー庁から一般社団法人全国石油協会へ委託している。販売している全油種の試料1リットルを採取し、品質規格への適合を確認後、不適合の場合は当局へ連絡される。

2. 実施結果

平成28年度は上半期（4月～9月）10給油所、下半期（10月～3月）11給油所の合計21給油所への立入検査を実施しました。その結果、流通、品質管理体制、販売している石油製品の品質規格において特に重要な問題となる案件はありませんでしたが、7給油所において、延べ14件の改善指導を行い、全ての案件について当該事業者から改善した旨、報告を受け改善状況の確認を行いました。

（主な改善指導事項）

- ① 油設備規模等登録内容の変更手続きがされていない（2）

- ② 登録に関する店頭表示がない又は表示内容が不適切（４）
- ③ 品質管理者の変更手続きがされていない（５）
- ④ 代表者の変更手続きがされていない（１）
- ⑤ 法定帳簿（分析記録簿）の記載事項が不備（１）
- ⑥ 住所の変更手続きがされていない（１）

3. その他特記事項等

試買検査で品質規格不適合となった１給油所に対して立入検査を実施したところ、試買品の収去時に灯油缶に誤って軽油を誤充填したことにより、引火点の強制規格を満たしていなかったものであることが明らかとなり、速やかに再発防止対策を措置していることを確認しました。

なお、過去５年間の立入検査の実施状況は以下のとおり。（ ）内は改善指導給油所件数と指摘事項のべ件数。

平成２３年度：１０給油所（１０給油所、４０件）

平成２４年度：３０給油所（２３給油所、５２件）

平成２５年度：３１給油所（１５給油所、２６件）

平成２６年度：２０給油所（１０給油所、１４件）

平成２７年度：２０給油所（ ８給油所、１１件）

（お問い合わせ先）

内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課

担当者：徳門、砂川

電 話：０９８－８６６－１７５６